

資料 3

鳥取市の取り組みについて

(経済・雇用戦略課)

テーマ	若者の雇用創造について
鳥取市の取組み状況 (現状)	<p>◆とっとり若者インターンシップ事業 若者の雇用ミスマッチを解消し、雇用の促進を図るため、就労経験の少ない若者と人材を募集する市内事業者をマッチングさせ、6か月以内の実習の後に雇用へと結びつける。</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・実習対象者：市内在住の満40歳未満の求職者・実習期間等：実習期間は3～6か月で、ひと月あたり15日以上25日以内・実習内容：働く現場でのより実践的な技能、技術の習得を目的として、あらかじめ受入事業所から登録のあった実習内容に基づき実施する。・実習奨励金：実習生には職場実習期間中、日額5千円の実習奨励金を交付。・受入事業所への助成：日額2千円を交付。 <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none">・受入事業所数：68社・実習終了者数：119人・就職者数：92人・就職率：77.3%
今後の方針等	<p>平成22年度から事業を実施しており、若者の就職実績も高く、事業や実習生からは好評をいただいている。</p> <p>*事業所からは、実習生の性格やスキル、仕事ぶりを実習期間中に把握したうえで雇用することができる。</p> <p>*実習生からは、会社の様子や仕事の内容を把握でき、安心して就職できる。</p> <p>【方針】</p> <p>若者が地元企業に就職して地元定着するよう、引き続き実施する。</p>
課題・問題点	<p>*実習生の都合による実習中止。 ・・・転職回数の多い実習生の場合、安易な実習中止が起こっている。</p> <p>*登録企業と実習希望者とのマッチングが難しい。 ・・・事業所の業種によっては、登録から実習生の受入まで18か月を要した。</p> <p>*実習生が希望する業種の企業の確保。</p>
その他	<p>◆とっとり若者インターンシップ事業のPRチラシ：2種類添付</p> <p>※参考資料等があれば添付してください。</p>

※参考資料については、様式など問いません。

とつとり若者 インターンシップ事業

実習受入事業者募集のご案内

地域経済に回復の兆しが見えない中で、とりわけ若者を取り巻く就職環境はますます厳しさを増しています。

鳥取市では、平成22年6月に鳥取市雇用創造戦略方針を策定し、若年求職者の地域での雇用の場を確保するため、長期インターンシップ事業を実施することとしました。

いい人材があればぜひ採用したいとお考えの事業者のみなさん、やる気のある若い人材確保に向け、実習生の受入れをご検討ください。

対象年齢
**40歳
未満**

受入事業者のメリット

実習期間中は、**日額2,000円**の実習受入助成事業補助金が支給されます。
ただし、平成24年6月30日までに交付決定を行うものが対象で、その翌日以降の交付決定分は日額2,000円を支給。

3 職場の活性化や、指導した社員の意欲・能力アップにつながります。

2 筆記試験や面接ではとらえきれない能力や適性をじっくりと見極め、即戦力に成長した人材が採用できます。

4 実習期間中も雇用支援コーディネーターによる安心のサポートが受けられます。

実習の流れ

実習受入登録

鳥取市雇用創造推進室の雇用支援コーディネーターが制度のご説明に伺います。人材育成に関心をお持ちで、実習生に対して熱心に指導していただける事業者のみなさんの登録をお待ちしています。



実習受入への調整

実際に実習を希望する若年求職者と雇用支援コーディネーターが、職場を見学させていただき、実習現場を確認させていただくとともに、相互の理解と実習に向けた意思を確認します。お互いが実習実施の合意に至れば、いよいよ実習開始に向けた手続きに進みます。

実習開始

担当指導員を指定していただき、実習生への指導をお願いします。この実習を通じて実習生の適性や業務遂行能力を見極めていただき、実習終了後の採用に備えた人材育成に取り組んでください。

実習期間中も雇用支援コーディネーターが実習生・受入事業者双方のサポートを行います。

実習終了

長期のインターンシップで御社の即戦力に成長した人材を正社員に採用。採用に至らなくても、職場の活性化や指導にあたった社員の成長など実習受入れに伴う効果が期待できます。



* 受入登録いただいたても、受入実習生をご紹介できない場合もあります。

事業の概要

実習受入先

市内に事務所を有する民間企業等の事業者を対象とします。ものづくりや商店など、幅広い業種を対象としますが、危険を伴う業種等、一部対象となりません。



実習の対象者

市内に居住する満40歳未満の求職者が対象となります。



実習期間等

- 実習期間は**3～6か月**の間で設定して下さい。
- 1か月の実習日数は、**15日以上25日以内**とします。
- 1日の実習時間は**6時間以上8時間以内**です。



実習内容

実習中の指示・指導を担当する指導員を指定していただきます。働く現場でのより実践的な技能、技術の習得を目指した実習を設定していただき、実習生の人才培养に取り組んでください。

実習受入助成事業補助金の支給

実習受入事業所には職場実習期間中、**実習生一人当たり日額2,000円**の実習受入助成事業補助金が支給されます。

実習生の毎月の実習参加日数の実績を確認していただき、翌月に支給します。



傷害保険への加入

実習生には実習中（実習場所への移動中を含む。）のけが等に備え、市の負担で民間保険会社の傷害保険に加入します。



その他

- 実習生に対する指導の視点に欠け、労働力の確保等を目的としている事業者の方は、対象としません。
- 実習期間中は、実習生と受入事業所との間に雇用関係は存在しません。
金品等のやり取りも禁止しています。

※詳細は「とっとり若者インターンシップ事業実施要領」に定めています。
詳しいことは 鳥取市経済雇用戦略課 までお尋ねください。☎ 0857-20-3134

とつとり若者 インターンシップ事業

実習生募集のご案内

地域経済に回復の兆しが見えない中で、とりわけ若者を取り巻く就職環境はますます厳しさを増しています。

鳥取市では、平成22年6月に鳥取市雇用創造戦略方針を策定し、若年求職者の地域での雇用の場を確保するため、長期インターンシップ事業を実施することとしました。

就職する機会に恵まれなかった就労経験の少ない皆さん、実際の仕事の現場に触れ、自分自身を磨き、就職を目指される取組みを支援していきます。

対象年齢
**40歳
未満**

実習生のメリット

職場実習期間中、日額5,000円の
実習奨励金が支給されます。

実際の仕事を体験することにより
働くことへの理解を深め、**仕事の
やりがいや大切さ**を学ぶことがで
きます。

専門知識についての技能・技術・
ノウハウ等を習得できるだけにな
く、ビジネスマナーなどの職業意
識を身につけることができます。

実習終了後、受入事業所と実習生
が合意すればその事業所に就職す
ることも可能です。

実習申込み

まず、鳥取市経済・雇用戦略課で雇用支援コーディネーターに相談してください。

※事前に面談の予約をお取りください(電話可)



実習受入への調整

事業の趣旨を踏まえ、
人材育成に意欲を持つ事業所を対象に、受入事業者登録をお願いしています。

この受入事業者と実習生の皆さんとの橋渡しを、
雇用支援コーディネーターが行い、お互いが実習実施の合意に至れば、いよいよ実習開始に向けた手続きを進みます。

実習開始

会社で働く上で必要とされる技能・技術・ノウハウ等を習得するため、受入事業所の担当指導員の指示・指導のもとで実習に取り組んでください。
実習期間中も雇用支援コーディネーターが実習生の皆さんとの良き相談相手としてサポートします。

実習終了

お互いに合意すれば、
受入事業所での就職も可能です。
身に付けた技能を武器に次のステップに向けてがんばりましょう。



※ 予算の範囲内での実施となりますので、実習申込みをお断りする場合があります。

事業の概要

実習の対象者

市内に居住する満40歳未満の求職者の方が対象です。
(学校等に在籍中の方は対象となりません)

実習期間等

- 実習期間は3~6ヶ月の間で設定されます。
- 1ヶ月の実習日数は、15日以上25日以内です。
- 1日の実習時間は6時間以上8時間以内です。



実習内容

働く現場でのより実践的な技能、技術の習得を目的として、担当指導員の指示のもとであらかじめ受入事業所から登録のあった実習内容に基づき実施します。



実習受入先

ものづくりや商店など、幅広い業種を対象としています。
危険を伴う業種等、一部対象となりません。

実習奨励金の支給

実習生には職場実習期間中、日額5,000円の実習奨励金が支給されます。

毎月の実習参加日数の実績を報告していただき、翌月支給することになります。



傷害保険への加入

実習中（実習場所への移動中を含む。）のけが等に備え、市の負担で民間保険会社の傷害保険に加入します。



その他

- 希望する事業所で必ず実習できるとは限りません。
- 実習期間中は、実習生と受入事業所との間に雇用関係は存在しません。

金品等のやり取りも禁止しています。

※詳細は「とっとり若者インターンシップ事業実施要領」に定めています。
詳しいことは鳥取市経済・雇用戦略課までお尋ねください。☎0857-20-3134